



発行 東京都

目次

規則

○保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

（福祉保健局保健政策部保健政策課）

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（福祉保健局保健政策部医療助成課）

雑報

○東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則

（東京都職員共済組合）

○東京都職員共済組作文書管理規程の一部を改正する規程

（同）

○東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程

（同）

規則

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十四号

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

保健所使用条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第三十七号）の一部を次のように

改正する。

第三条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

別記様式中「㉠」を「㉡」に改め、「㉢」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の保健所使用条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十五号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

別記第一号様式及び第一号の二様式中「㉠」を削る。

別記第二号様式中「㉠」を削り、同様式中「必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱病院・薬局等の窓口」を「取扱病院・薬局等の窓口で電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出し、」に、「問い合わせ先」を「問い合わせ先」に改める。

別記第二号の三様式中「㉠」を削り、同様式中「必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱病院等の窓口」を「取扱病院・薬局等の窓口で電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出し、」に、「問い合わせ先」を「問い合わせ先」に改める。

別記第三号様式中「㉠」を削る。

別記第四号様式中「㉠」を削る。

別記第五号様式中「㉠」を削り、「日本産業規格B列4番」を「日本産業規格A列3

「」に改める。

別記第五号の二様式中「五」を削る。

別記第五号の三様式中「五」を削る。

別記第五号の四様式及び第五号の五様式中「五」を削る。

別記第六号様式及び第七号様式中「五」を削る。

別記第八号様式中「五」を削る。

別記第九号様式及び第十号様式中「五」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第四条の規定は、令和三年九月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式から第二号様式まで及び第二号の三様式から第十号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

雑報

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東

京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則（平成二十六年東京都職員共済組合規則第二号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則

による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則（昭和四十一年東京都職員共済組合規則第七号）の一部を次のように改正する。
別紙様式第四号を次のように改める。

別紙様式第4号(第7条関係)

一般貸付金借受人氏名変更届

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則による貸付金
き、借受人の氏名に下記のとおり変更があったので届け出ます。 万円の債務につ

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 借受人 | 貸付番号 | | | | | | | | | | |
| | 所属 | | | | | | | | | | |
| | 組合員証番号 | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (変更前) | | | | | | | | | | |

変更後の氏名

| | |
|------|--|
| フリガナ | |
| 氏名 | |

職名
所属所長
氏名

東京都職員共済組合

(日本産業規格A列4番)

「住所

別紙様式第六号中 氏名 (自署又は記名・押印) 」を

「所属 氏名 〆〆〆〆」 「公印」を〆〆〆〆。

別紙様式第八号中「公印」及び「第 号」を〆〆〆〆。
別紙様式第九号中「殿」を「様」に〆〆〆〆 「印」を〆〆〆〆。

なお、貸付申込時に御提出いただいた借用証書は、共済組合の責任において破棄しますが、借用証書の返還を希望される方には、この償還金完済通知書受領後、1か月以内に御連絡をいただければ返還します。
また、この通知書の内容に御不明な点があれば、お問い合わせください。

連絡先 事業部貸付課
TEL 03-5320-7349

を

に改める。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第八号及び別紙様式第九号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組作文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組作文書管理規程第一号

東京都職員共済組作文書管理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組作文書管理規程(平成十七年東京都職員共済組作文書管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第十五条」の下に「(第十九条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十九条まで」を「第十八条まで及び第十九条第二項」に改め、同条第十七号を削る。

第十一条第三項中「パーソナルコンピュータ」を「電子計算機」に改める。

第十三条第一項ただし書を削り、同条第二項中「、フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第十六条第三項第二号中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に、「を記載して文書主任の確

認印を押すものとする」を「及び開封した職員名を記載させる」に改め、同項第三号中「文書主任の確認印を押し」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項第四号中「文書主任の確認印を押し」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改める。

第十八条第二項第一号中「受領印を押させた」を「署名させた」に改める。

第十九条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別の事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定を準用する。この場合において、第十四条第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

第二十三条第三項中「第十九条まで」を「第十八条まで及び第十九条第二項」に改める。

第三十九条第一項中「電子署名を行う公文書を除き、」を削り、「には、」の下に「情報処理システムを利用して組合外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて法令等に定めがある場合又は事務局長が別に定める場合を除き」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合において、情報処理システムを利用

用して組合外に送信する施行文書については、法令等のでめるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

一 対内文書

二 組合外に発信する施行文書のうち、国、地方公共団体、東京都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する文書（重要なものを除く。）

三 組合外文書（前号に該当するものを除く。）のうち、軽易な公文書

別記第一号様式中「受領者印」を「受領者」に改める。

附 則

1 この変更は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合文書管理規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程（平成二十六年東京都職員共済組合規程第一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程（昭和五十二年東京都職員共済組合規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「き損」を「毀損」に改め、同条第四項中「滅失・き損報告書」を「滅失・毀損報告書」に改める。

別紙様式第五号を次のように改める。

別紙様式第5号（第9条関係）

住宅資金貸付金借受人氏名変更届

東京都職員共済組合住宅資金貸付金貸付規則による貸付金 万円の債務につき、借受人の氏名に下記のとおり変更があったので届け出ます。

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 借受人 | 貸付番号 | 第 | 号 | | | | | | |
| | 所属 | | | | | | | | |
| 氏名 <small>(変更前)</small> | 組合員証番号 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

変更後の氏名

| | |
|------|--|
| フリガナ | |
| 氏名 | |

職名
所属所長
氏名

東京都職員共済組合

(日本産業規格A列4番)

別紙様式第十号（甲）から別紙様式第十一号までを次のように改める。

別紙様式第10号(甲) (第14条関係)

譲渡・貸与等承認申請書

東京都職員共済組合理事長 殿

年 月 日

所 属
氏 名
組合員証番号

東京都職員共済組合住宅貸付けにより取得した を下記理由

により したいので、承認してください。

記

| | |
|-------|-------|
| 貸付番号 | |
| 貸付年月日 | 年 月 日 |
| 貸付金額 | 万円 |

(日本産業規格A列4番)

別紙様式第10号(乙) (第14条関係)

譲渡・貸与等承認書

様

年 月 日

東京都職員共済組合理事長

年 月 日付による の申請の件については、これを承認します。
ただし、下記の事項を厳守すること。

記

東京都職員共済組合

(日本産業規格A列4番)

別紙様式第11号（第14条関係）

滅失・毀損報告書

東京都職員共済組合理事長 殿

年 月 日

所 属
氏 名
組合員証番号

年 月 日付貸付番号第 号により住宅資金を借り受けて取得した

_____を下記の理由により* 滅失 したので報告します。
毀損

記

| | |
|-------|-------|
| 貸付番号 | |
| 貸付年月日 | 年 月 日 |
| 貸付金額 | 万円 |

* 該当するものに○印を付けてください。

（日本産業規格A列4番）

「住所

別紙様式第十二号中 氏名

（自署又は記名・押印）」

を

「所属

氏名

ご姓名

「公印」

を

」

別紙様式第十五号中「貸付金を」や「未償還元利息を下
記のとおり」ご姓名「印」及び「第 号」を

別紙様式第十五号の二中

| | | | |
|-------|-------|--------|-----|
| 貸付番号 | | 貸付種別 | |
| 貸付年月日 | 年 月 日 | 償還開始年月 | 年 月 |
| 貸付金額 | 万円 | 償還完了年月 | 年 月 |

なお、貸付申込時に御提出いただいた借用証書は、共済組合の責任において破棄しますが、借用証書の返還を希望される方には、この償還金完済通知書受領後、1か月以内に御連絡をいただければ返還します。

また、この通知書の内容に御不明な点があれば、お問い合わせください。

連絡先 事業部貸付課

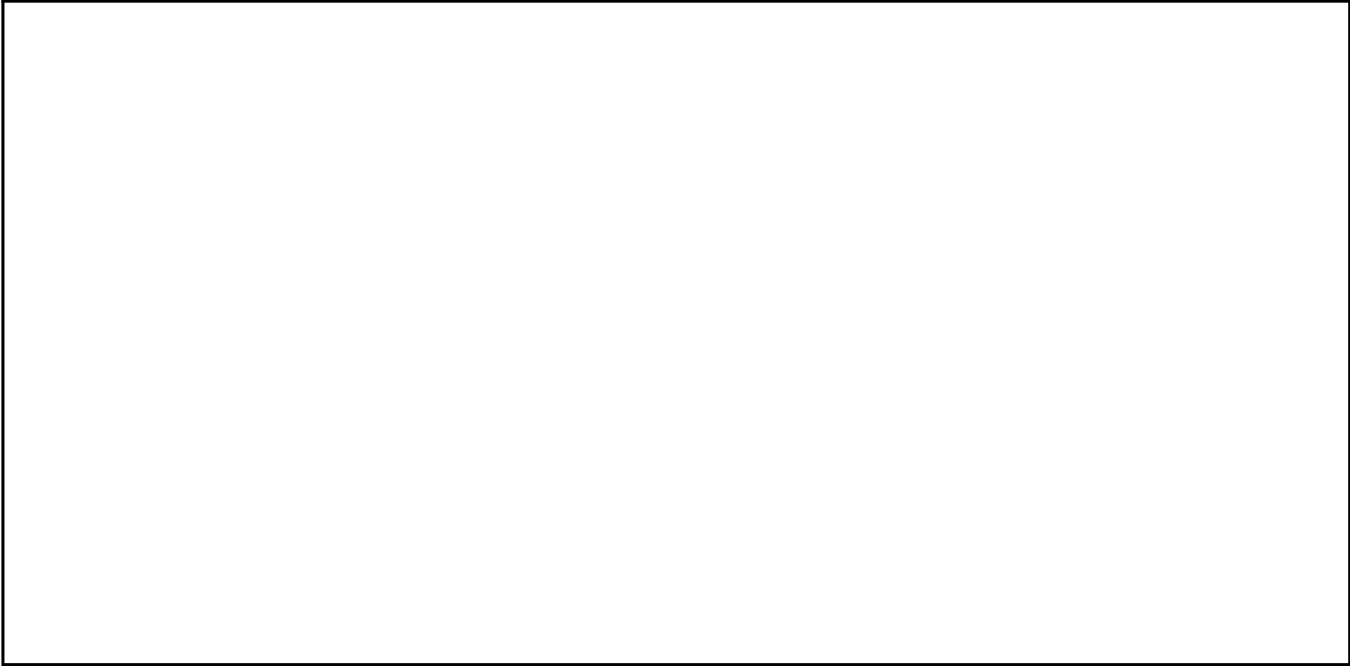
TEL 03—5320—7349

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 貸付番号 | | 貸付種別 | |
| 貸付年月日 | | 償還開始年月 | |
| 貸付金額 | | 償還完了年月 | |

に改める。

附 則

- この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程別紙様式第五号、別紙様式第十号から別紙様式第十二号まで、別紙様式第十五号及び別紙様式第十五号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがある。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ
リサイクルできます。

